

東京都・北区で講演 「福祉用具個別援助計画を取り巻く動向と今後の展望」

東京都・北区の福祉用具事業者の会（約30事業所）では、サービスの質の向上のため、定期的に研修会を行っている。このたび、北区の働きかけにより、福祉用具の「個別援助計画」をテーマに研修会が行われることとなり、去る10月25日、本会から山本一志事務局長を講師として派遣。「福祉用具個別援助計画を取り巻く動向と今後の展望」をテーマに講演を行った。

厚生労働省では、来年度の指定基準の見直しで、「個別援助計画」の作成義務化を検討している。参加者も関心の高い様子で、真剣に耳を傾ける姿が見られた。

講演では、「個別援助計画」の作成義務化を明文化している、第6回「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」の最終報告について、まずは話が行われた。同報告の論点1は、いわゆる「外れ値」について。これは、同一製品の平均的な月額に比べて非常に高額な請求を行うもの。この対策として、介護給付費通知があるが、山本氏は、「サービス内容は言及されておらず、レンタル料のみが一人歩きしている」と同通知の在り方に疑問を示した。



写真) 山本一志事務局長

論点2は、比較的安価な福祉用具の取り扱いについて。歩行器、スロープ、手すり、杖については、レンタルしつづけると購入するより高くなるとの意見があり、販売もしくはレンタル・販売選択制にしてはどうかとの提案があったのだ。ご利用者は状態像も変化しやすく、これらの福祉用具はメンテナンスの必要もあるため、今回はレンタル制で続行することとなったが、山本氏は、「事業者がモニタリングを含めたサービスをきちんと提供しなければ、将来、販売制へ移行する可能性は大いにありうる」と指摘した。

個別援助計画作成義務化については、論点3で検討された。検討の結果、報告書には「個別援助計画の作成を指定基準において明確に位置づけることが適当である」と示された。これはまだ正式な決定ではないが、今後介護給付費分科会で最終的な審議がなされ、そこで異論がなければ義務化はほぼ確実なものとなるだろう。

前述のとおり、介護給付費分科会で異論がなければ、個別援助計画作成の義務化はほぼ正式に決定となる。不安をおぼえる事業者も少なくないだろう。「これまで我々事業者は、ご利用者宅を訪問し、福祉用具を選定する際、メモを取っていたと思います。そのメモの様式が統一されたと考えれば、個別援助計画の作成は決して新たに発生する作業ではありません」とは同氏。「リスク管理、ケアマネジャーとの意思疎通にぜひ役立ててほしい」と前向きな期待を述べた。

また、山本氏は、「100点満点の個別援助計画書はない」と言う。「ご利用者の自立、介助者の介護負担軽減を目指すために、また事業者が適切に福祉用具を選定するために、個別援助計画書を使ってほしい」とした。

福祉用具サービスを取り巻く動向は、めまぐるしく変化している。それは、これまで低く見られがちであった福祉用具サービスの、指定基準の底上げを図る試みでもある。サービスの質の低い事業者は淘汰されるだろう。事業者はこれを好機ととらえ、日々情報収集に努め、対応してもらいたい。